

特定非営利活動法人 Nordland 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Nordlandという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神経発達症をもつ子どもやその特性をもつ子どもが主体となって生活していく支援を、療育の知識及びリハビリテーションの技術を活かして行っていくとともに、子どもを取り巻く環境としての家族支援、幼稚園や保育園、学校といった所属する集団への働きかけ、住まう街への貢献を行っていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 地域療育に係る事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (4) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上

(2) 監事1人以上

2 理事のうち、一人を代表理事、一人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規程にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規程により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 5 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

- 2 電磁的方法（テレビ電話会議システム等）でも出席とみなす。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全

員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の正会員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的方法で同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 4 から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 5 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する事業会計のみとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

る事項

- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の達成
 - (4) 正会員の欠亡
 - (5) 合併
 - (6) 破産手続き開始の決定
 - (7) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決によって決定されたものに譲渡するものとする。

（合併）

第 50 条 この法人が合併しようとするときは総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 51 条 この法人の公告は、この法人のインターネットホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のインターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について、必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	柳澤 嘉奈
副代表理事	村上 麗枝
理事	荒木 章子
理事	中野 育子
理事	片桐 明日香
監事	柳澤 幸男

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和4年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第32条第1項第54号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から、令和4年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次の掲げる額とする。

(1) 正会員

	個人会員	団体会員
入会金	0円	0円
年会費	0円	0円

(2) 賛助会員

	個人会員	団体会員
入会金	0円	0円
年会費	1,000円(1口)	10,000円(10口)

事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

特定非営利活動法人 Nordland

1 事業実施の方針

・ 設立当初より実施している障害児通所事業を確実に継続しつつ、新規に障害児相談支援事業を開始し、利用者様の自立した日常生活・社会生活に向けた総合的な支援の体制を構築する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	・ 児童発達支援事業 専門的な支援を必要とする未就学児童に対する個別・集団療法	(A)通年行う (B)Nordland 事業所内 (C) 8 人	(D)通所支援受給者証を所有している児童 (E)10 人/日	26,808
	・ 放課後等デイサービス事業 専門的な支援を必要とする 18 歳までの就学している児童に対する個別・集団療法			
	・ 保育所等訪問支援事業 集団生活を営む施設に通う専門的な支援を必要とするこどもと保育・教育事業者に対する施設訪問支援事業	(A)通年行う (B)保育所、幼稚園、認定こども園 (C) 2 人	(D)通所支援受給者証を所有している児童	

② 地域療育に係る事業	・作業療法士や心理士等による、専門的な支援を必要とするこどもへの個別的な検査、療育、関連機関へのアドバイス ・作業療法士や心理士等による、乳児期からの子育てに対する困り感を持つ保護者へのアドバイス ・作業療法士や心理士等の専門職による、自助具や教材等の作成及び相談 ・作業療法及びリハビリテーションに関する研究	(A)通年行う (B)Nordland 事業所内 (C)4人	(D) ・支援を必要とするこどもとその家族 ・保育、療育従事者等 (E)4人/日	880
③ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	・相談支援専門員（本年度中に採用予定）によるサービス等利用計画の作成、モニタリング ・利用者からの相談への総合的な対応	(A)本年度中に開始する (B)Nordland 事業所内 (C)1人	(D)通所支援受給者証を所有している児童	460
④ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	なし	なし	なし	0

活動予算書

令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

特定非営利活動法人Nordland
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	0		
2. 受取寄附金			
3. 受取助成金等			
4. 事業収益			
障害児通所支援事業	28,835,000		
地域療育に関わる事業	1,340,000		
5. その他収益			
受取利息	5,000		
雑収入	110,000		
経常収益計		30,290,000	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,500,000		
給料手当	16,100,000		
法定福利費	3,000,000		
福利厚生費	110,000		
人件費計	21,710,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	17,000		
旅費交通費	1,700,000		
通信費	110,000		
事務消耗品費	19,000		
消耗品費	255,000		
水道光熱費	500,000		
支払手数料	86,000		
地代家賃	2,430,000		
保険料	75,000		
租税公課	700		
支払報酬料	1,150,000		
減価償却費	69,000		
雑費	9,000		
施設遊具費	27,000		
施設備品費	260,000		
その他経費計	6,707,700		
事業費計		28,417,700	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	624,000		
法定福利費	99,000		
福利厚生費	4,000		
人件費計	727,000		
(2) その他経費			
通信費	28,000		
消耗品費	64,000		
水道光熱費	126,000		
支払手数料	21,000		
地代家賃	607,000		
減価償却費	17,000		
雑費	644,000		
その他経費計	1,507,000		
管理費計		2,234,000	
経常費用計		30,651,700	
当期経常増減額			-361,700
III 経常外収益			
経常外収益計	0		
IV 経常外費用			
経常外費用計	0		
繰延資産償却	228,000		
経常外費用計			228,000
税引前当期正味財産増減額			-589,700
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			-659,700
前期繰越正味財産額			2,862,775
次期繰越正味財産額			2,203,075

活動予算書

令和 9年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

特定非営利活動法人Nordland
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	0		
2. 受取寄附金			
3. 受取助成金等			
4. 事業収益			
障害児通所支援事業	26,402,000		
地域療育に関わる事業	3,888,000		
5. その他収益			
受取利息	5,000		
雑収入	110,000		
経常収益計		30,405,000	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,500,000		
給料手当	16,100,000		
法定福利費	3,000,000		
福利厚生費	110,000		
人件費計	21,710,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	17,000		
旅費交通費	1,700,000		
通信費	110,000		
事務消耗品費	19,000		
消耗品費	255,000		
水道光熱費	500,000		
支払手数料	86,000		
地代家賃	2,430,000		
保険料	75,000		
租税公課	700		
支払報酬料	1,150,000		
減価償却費	69,000		
雑費	9,000		
施設遊具費	27,000		
施設備品費	260,000		
その他経費計	6,707,700		
事業費計		28,417,700	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	624,000		
法定福利費	99,000		
福利厚生費	4,000		
人件費計	727,000		
(2) その他経費			
通信費	28,000		
消耗品費	64,000		
水道光熱費	126,000		
支払手数料	21,000		
地代家賃	607,000		
減価償却費	17,000		
雑費	644,000		
その他経費計	1,507,000		
管理費計		2,234,000	
経常費用計		30,651,700	
当期経常増減額			-246,700
III 経常外収益			
経常外収益計	0		
IV 経常外費用			
経常外費用計	0		
繰延資産償却	228,000		
経常外費用計			228,000
税引前当期正味財産増減額			-474,700
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			-544,700
前期繰越正味財産額			2,203,075
次期繰越正味財産額			1,658,375

事業計画書

令和9年4月1日～令和10年3月31日

特定非営利活動法人 Nordland

1 事業実施の方針

・設立当初より実施している障害児通所事業、及び昨年度より開始した障害児相談支援事業による総合的な障害児支援体制を推進する。特に地域の保育園、幼稚園、小学校及び各種支援事業所との連携を進め、利用者様の自立した日常生活・社会生活のための社会資源の開発・改善に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	・ 児童発達支援事業 専門的な支援を必要とする未就学児童に対する個別・集団療法 ・ 放課後等デイサービス事業 専門的な支援を必要とする18歳までの就学している児童に対する個別・集団療法	(A)通年行う (B)Nordland事業所内 (C)8人	(D)通所支援受給者証を所有している児童 (E)10人/日	24,530
	・ 保育所等訪問支援事業 集団生活を営む施設に通う専門的な支援を必要とするこどもと保育・教育事業者に対する施	(A)通年行う (B)保育所、幼稚園、認定こども園 (C)2人	(D)通所支援受給者証を所有している児童	

	設訪問支援事業			
② 地域療育に係る事業	・作業療法士や心理士等による、専門的な支援を必要とするこどもへの個別的な検査、療育、関連機関へのアドバイス ・作業療法士や心理士等による、乳児期からの子育てに対する困り感を持つ保護者へのアドバイス ・作業療法士や心理士等の専門職による、自助具や教材等の作成及び相談 ・作業療法及びリハビリテーションに関する研究	(A)通年行う (B)Nordland事業所内 (C)4人	(D) ・支援を必要とするこどもとその家族 ・保育、療育従事者等 (E)4人/日	880
③ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	・相談支援専門員（本年度中に採用予定）によるサービス等利用計画の作成、モニタリング ・利用者からの相談への総合的な対応	(A)通年行う (B)Nordland事業所内 (C)1人	(D)通所支援受給者証を所有している児童	3008
④ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	なし	なし	なし	0